

税制のEBPMに関する専門家会合（第7回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和8年9月1日（火）12時31分～

場 所：財務省第1特別会議室

○事務局

今日、政府税調のEBPM会合を開催しましたので、どのような議論だったかを御紹介します。財研の記者の方々に聞けるように中継していたため、概要説明というよりは、もう少し詳細に、個別に誰がどう言ったというのを紹介してもいいと思っているので、抽象的なものよりは、先生の個人名も挙げながら紹介したほうがいいと思っています。基本的にはフルオープンな議論でしたので。

資料を眺めながらお聞きいただければと思います。今日は2つセッションがありまして、1つ目は租税特別措置の企業名を公表していくというのが資料証7-1というもので、関連資料を当課より出しているのですけれども、経緯をまとめた資料を出していきまして、議論いただきました。日本商工会議所と日本経済団体連合会の方にも来ていただき、それぞれどういうのが難しいのかという点を説明していただいたのが1つ目のセッションです。

2つ目のセッションが、中小企業関係の租税特別措置の見直しという点で、日本版DOGEの取組も今年進んでいますので、その紹介も私から説明させていただきます。また、中小企業庁にも来ていただいたので、自己点検結果を中心に、中小企業庁の方で、今の見直しの状況とどのように租特を考えているかというのを説明してもらいました。それに対して、有識者の先生から自由に色々な意見をいただいたという状況です。

1つ目の論点で、今回、質疑応答は中小企業の租特の方が盛り上がっていたので、租税特別措置の企業名の公表は簡単な紹介に留めます。まず日本経済団体連合会の御意見としては、公表を過度にやりますと、個社名が出てしまうため、競争上の不利益が生じる可能性が出てくるということをおっしゃっていました。投資額や研究開発費の費用がどれぐらいかかっているのかといったことが競合他社に見られてしまうといったリスクを考えながら慎重に検討してほしいというのが主な御意見です。

日本商工会議所は、仮に公表されますと、企業の経営状況も推測されてしまうので、価格転嫁を行っていくことが難しい状況になってしまうため、こちらのほうも中小企業の不利益があり得るので慎重に考えてほしいという御意見でした。

私から説明した資料は、見ていただければ中身は御理解いただけるとおもいますが、3ページ目に経緯をまとめていきまして、これまで租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律が平成22年に成立していきまして、個社名は出さないのですが、法

人コードという匿名で上位 10 社までは適用額を出してきております。これを、適用実態調査報告書というのを毎年作って国会提出しています。こういった取組をやっておるのですけれども、補助金のほうは、3 ページ目の真ん中にも書いてあるとおり、個社名も出すということになっております。これは閣議決定で透明化が進んでいまして、それに対して租特のほうはもう少しやらないと、補助金並びにはなっていないというところを紹介させていただいたのがこの資料です。

7 ページ目では海外ではEUの事例を出していますけれども、10万ユーロ超で便益を受けていれば補助金も租特も公表しているというものを紹介したといったところです。

中小企業の租特の資料のほうに行きますと、私が説明したところは、初めの方は飛ばしてもらいまして、基本的には2 ページ目に今年の年末に向けてのラインナップを整理していまして、大きいところでの租特だと、軽減税率というのを後で説明しますが、減収が1,885億円ありまして、賃上げ促進税制が3,330億円減収になっています。また、投資促進関係でも2 つあるのですけれども、まとめて1,400億円強ぐらいの減収になっています。

私からの説明の資料証 7-2 で見ておいていただきたいと思うのが、軽減税率とされているもので、6 ページ目で、800 万円の所得以下に中小企業対策というのでリーマンショックで導入した措置を今でも続けていまして、19%の中小企業税率を 15%に下げていて、その 4 %分を掛けると 32 万円一律で会社に延べ単で配ることになっており、次の 7 ページ目に適用実態をデータで見せているのですけれども、800 万円の所得を超えて 32 万円一律に減税をしており、3,000 万円超とか、5,000 万円超とか、1 億円超の企業にも 32 万円を配っていまして、こういった大きい所得の企業に 32 万円を配り続けるということに政策効果があるのか、そうした点についてのプレゼンをやっています。

5,000万円超とか1 億円超の企業数で見ても、5 万社とか、結構な適用数に上っているので、小さいところだけではなく、大きい所得のところもかなりの適用数に上っているので、この辺りにそんなに適用する必要はあるのかなというのが私の問題意識です。

その後に、賃上げ税制の資料で紹介しておきたいのが、10 ページ目のところに、ベアを見て中小企業のほうで 3.5%ぐらい上がっているのですけれども、賃上げ税制の上乗せ要件が 1.5%とか 2.5%で控除しますということをしていまして、もはやこの基準が低過ぎるといったプレゼンをやっています。

今回一番盛り上がったのが、資料の 11 ページ目に、新しいデータを紹介していただいて、右の方のデータですけれども、バンキングが起こっていないだろうというのを示しています。左のオレンジの棒グラフの図ですけれども、適用企業を見て 5 万社ぐら

いの対象になっていて、データ収集ができています。これを見ても、そこで何かジャンプは起こっていないのですけれども、非適用企業を含めて全数調査をやっている、源泉徴収データを取れる企業で94万社のデータを使ってグラフ化して分布を見てみたのですけれども、1.5%とか2.5%では個々の適用企業数がバンチングで上がっているということは見られておりません。これからするとバンチングは起きていないよね、取れるだけの税務データを使って全数を見ている、と説明しております。

中小企業庁の資料を後で見てほしいのですけれども、対して中小企業庁はバンチングがあるという意見でして、アンケート調査がベースなののですけれども、これがやや紛糾したという感じです。

当課の資料だけ説明すると、その後のページで紹介しているのは、投資税制の紹介で、最後のページにある2階建てにしているのですけれども、1階建ての投資促進税制とかが要件が結構緩いので、そのままいいのかという問題点を紹介しております。

中小企業庁のプレゼン内容は、自己点検結果を割とサマライズしてまとめてくれたという感じの資料なので読んでいただければと思うのですけれども、特にさっきのバンチングの資料でいうと9ページ目のところに、アンケート調査で1,200社ぐらいにアンケートを取って出した結果で、1.5%と2.5%でジャンプのバンチングが起こっていると言っているのですけれども、これは後で有識者の先生の御意見とかもいろいろありましたが、基本的には財務省のデータのほうが、データ数も多いので、信頼に足るだろうという御意見が出ていたところです。

資料の説明は以上です。

なお、日本経済団体連合会と日本商工会議所からの御意見が、口頭ベースだったため、資料はありませんでした。

次に質疑応答ではどんな意見があったかを説明したいと思います。

まず、熊谷委員がおっしゃっていたのが、企業名公表のところの論点だと、租特についても補助金とのイコールフットィングを考える必要があると。あと、ディスクロージャーで基本的に上場企業というのは色々と投資情報とか研究開発も公表しているので、それだけ出しているのに租特の方が出せないというのは少しおかしいのではないかという御意見をいただきました。

あと、中小企業庁が色々な自己点検結果を出しているのですけれども、これは総じて色々な人が言っていましたが、因果関係の分析には足りていないので、データ制約があって仕方がないところもあるのですけれども、分析をもう少し因果関係が見られるように高度化してほしいし、そのためのデータ収集をやってもらいたいということが、熊谷委員のみならず、総じて多かったと思います。

熊谷委員がおっしゃったのは、行動変容がこの結果だけ見ても分からないので、追

い銭になっていて、もともと賃上げをやろうとしている企業にさらに減税で措置しているということになっているのではないのかという御意見があった。

あと、先ほどの軽減税率の話ですと、32 万円配っているというので、リーマンショック対応ということで措置した支援策が継続しているということは問題だという話とか、大きい所得のところに一律 32 万円減税しても政策効果は出てこないというような御意見でした。

佐藤特別委員がおっしゃっていたのが、中小企業の賃上げ税制の要件が低いでしょうということで、1.5%とか 2.5%の要件は今の賃金水準を見ると上げていくべきではないかという御意見がありました。宮本先生は、例のバンチングの両省から出したデータの御意見で、財務省の資料を見ると、11 ページ目ですけれども、バンチングは見られない、それは行動変容が起きていないのではないのかと。アンケート調査ではなく、全数調査でやっているというところは非常に良い点であるし、源泉徴収データを使っているといったことで、良い取組であると。94 万社を母数にして分析していることは良いと思うと。対して、中小企業庁の方はサンプルがどうしても少ないと。

おっしゃっていたのが、中小企業庁の資料だと、母数が 1,200 社なのですけれども、注 1 を見ていると、さらに 0.5%未満の賃上げのところに 500 社ぐらいがここに入っておらず、6%以上のところの 400 社も除いているので、ここのグラフに載っているのは 350 社ぐらいしかないので、ここで、例えば 1.5%で 30%伸びているとか 40%伸びていると出ているのですけれども、企業数で言うと 8 社増えているとか、その程度の差にしかならないので、この社数でバンチングを検証するというのは難しいのではないのか、財務省のデータの方が信用できるだろうという御意見でした。

神山先生がおっしゃったのが、企業名の公表は実態調査の報告書で上位10社を匿名ですけれども出しているの、例えば、そのまま10社を公表するという話であれば、企業負担もそんなに追加でかからないし、問題ないのではないかという御意見です。

あとは、賃上げ税制のところだと、コア CPI で 2.6%とか、2.3%とか、直近の数字で上がっているの、1.5%か 2.5%というのは実質賃下げしている企業であると。実質賃下げしているところに租特で優遇するというのはおかしいでしょうという御意見でした。

奥平委員からも、財務省の資料で、やはりバンチングが見えませんか。企業の賃金の傾向を変えているような効果が見られるとは思えないと。エコノミカリー・シグニフィカント、経済的有意性がないという御指摘がありました。

國枝先生からは、中小企業の支援策で何か意味があるとする、流動性制約に支援してあげるところなのですけれども、中企庁の資料の 11 ページ目に、中小企業の経営状況の推移、経過を書いているのですけれども、ここで左下の資金繰りというのがリーマンショックの当時に比べると今は改善してきていると。ここの資料にも出

ているとおり、資金繰りのほうも改善しているので、そういう中で中小企業の支援策、特に 32 万円の軽減税率といったものを継続する必要はないでしょうという御意見と、バンキングの例の対象の数字、2つのデータについては奥平委員と一緒にの意見であるといったことをおっしゃってありました。

伊芸先生も、中小企業庁のアンケート調査は弱い検証ですねという御意見でした。

土居特別委員から、財務省のバンキングのデータですけれども、画期的なデータであると。これでバンキングがあるとは言えませんがという御意見がありました。

あと、土居特別委員から、リーマンショック対応の 32 万円という軽減税率の話は、状況が変わっているので、継続するのではなくて、1 回仕切り直して、やめてから、また次に何が必要なのかと考えるべきではないかという御意見がありました。

細野先生も同様で、32 万円の軽減税率は対象が広過ぎるということで、副作用として新陳代謝が抑えられてしまうのではないかという御意見がありました。

武田特別委員から、軽減税率ですけれども、リーマンショックの対応を今でも続けているというのは異常な状況であるという御意見が出ていました。

私からは、取りあえずそういった意見があったということで、御紹介は以上になります。御質問とか確認したい点があったら、どうぞお願いします。

○記者

本日財務省から示された資料で、新たに示した資料は、主に中小企業の資料でどれがそれに当たるのかを教えてください。

○事務局

今申し上げたバンキングに関する資料で、11 ページ目の右の方で出したのは新しいもので、94 万社の源泉徴収データを使って全数調査として出しているといったものが新しいのかなと思っています。

これまでの私どもの財務省の説明資料としては左側の方は出したことがあります。完全に初めての公表という意味では、11 ページ目の右側です。

他の資料は、政府税調ではなくても、別のタイミングで公表したり、説明資料で使ったり、そういうので私も見た記憶があるなと思っているので、そんなに新しい話はそこまでないかなと思います。

○記者

ありがとうございます。

もう一点だけ、これは令和 9 年度税制改正の議論にも参考になり得るものだったという理解でよろしいですか。

○事務局

はい、そうですね。

これは、今年の年末改正が中小企業の租特が期限切れになるということで、例の日本版 DOGE の見直し対象が租特で 120 あるのですけれども、国税で 50、地方税で 70 と。その中の大きいところが、さっき申し上げた資料で言うと、中小企業税制の 2 ページ目にリストアップしているところが 50 の中でも特に大きい国税部分での租特の部分になるので、これが基本的には今年の年末の租税特別措置の見直しというところで大きい検討対象の項目ということになります。

○記者

確認の質問で恐縮なのですが、中小企業庁の資料の 11 ページ目のバンチングの資料について、これはバンチングがないということをもって、財務省としては賃上げ促進税制の政策効果が見られなかったということを今回の政府税調でも示されているということですか。

○事務局

そうです。

○記者

それほど政策効果が見られませんでしたという趣旨を御説明されているのですか。

○事務局

そういうことです。

本当に効果があるのだったら、1.5%とか2.5%のすぐ上の部分で山ができるはずなので、そこだけインセンティブがついて、どうしてもその上のバーを超えて賃上げしたいという企業が増えるはずなので、そこに山ができていれば、確かに政策効果としてそこに誘導していった、行動変容を起こしたという結果が示せるのですけれども、その山が一切ないということです。

○記者

今後の政府税調の予定はどんなスケジュール感ですか。

○事務局

今のところ、当課の法人税に係るEBPMに関する専門家会合は、11月に再度できれば良いなと考えているところです。

税制第一課のほうで、資産税のほうでも何かやるかもしれないとの話は伺っていますが、当課の方は 2 回構成を考えていまして、今回がキックオフで、2 回目は 11 月に、もう少し深掘りした議論が租特の関係を中心でできないかなと考えています。

○記者

最終的に何かまとめるものなのですか。

○事務局

今のところはまだそこまで考えていない状況で、去年も特に答申のとりまとめではなくて、その回、その回で、有識者の先生に色々と直接のコメントをいただいて、そ

れで一旦終わりになっていますが、赤井座長と相談しながら、どのように年末まで進めていくか、相談したいと思います。

○記者

同じ11ページ目のところで、効果がないとして、改善策はハードルを1.5%とか2.5%というのを上げるのか、別の方策があるのか、どのような方向性で今考えていらっしゃると思いますか。

○事務局

政策効果が無いようならやめるというのが自然とは思いますが。効果が見られないので、廃止と考えるのもあると思いますし、あとは、他のやり方としては、要件をもっと上の方に持っていき、今は効果が全く見られないので、どうしても上の方の水準で、賃上げするのだったらその部分だけやるということはもしかしたらオプションとしてはあるのかもしれないです。

要は、今は効果が広過ぎていて、左の円グラフで見ても、適用した企業を円グラフにしているのですけれども、雇用者給与の伸びを見て、半数が10%を超えております。そこで1.5%とか2.5%というのは、これは7%とか4%の人しかいないので、要は下位10%のところにハードルをつけて、しかもそこに優遇措置を適用して、そこを超えたら優遇しますよと言っても意味がないわけです。この円グラフで見ても。

そうすると、そこではなくて、ターゲットとしてはもっと上の基準の方に何かしら優遇措置を与えれば、もっとハードルを越えて結果を出していくことにつながるかもしれないのですけれども、今の2.5%水準は、円グラフで見ても下位10%の企業を対象にしてそのハードルを越えてくださいというようなインセンティブづけにしかないので、やるならやるでハードルを上げないと意味がないのだろーと思っています。

○記者

これは給与総額の増加の率だと思うのですけれども、1人当たりで考えたらどうかみたい話もあったと思うのですが、その辺は。

○事務局

そこは経済産業省の要望書にも書いてあり、その方向で考えていこうとしていて、私としても、やるのだったら1人当たりとかで見ればいいと思うし、元々大企業とかは継続雇用者という要件で見えていて、今回、経済産業省は従業員1人当たりという違う概念を要望書の中に持ち出してきているので、またこれからいろいろと詰めて、どういうことをしたいのかというのを聞かないといけないと思います。少なくともこれまでやっていたような雇用者給与ベースというのは、 $P \times Q$ で、単価が伸びなくてもQが増えたら、それで適用されますという感じになってしまっているの、賃上げを政策目的にするのであれば、少なくともPを見ないと意味がないですよーということとは言えると思います。

[閉会]